

○北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

平成 13 年 9 月 28 日

規則第 109 号

改正	平成 17 年 9 月 16 日規則第 88 号	平成 18 年 3 月 31 日規則第 52 号
	平成 18 年 3 月 31 日規則第 69 号	平成 19 年 5 月 11 日規則第 56 号
	平成 22 年 3 月 24 日規則第 17 号	令和 2 年 5 月 29 日規則第 69 号

北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年北海道条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定移入動物)

第 2 条 条例第 2 条第 3 号の規則で定める動物は、別表に掲げる種（亜種を含む。）とする。

一部改正〔平成 18 年規則 52 号〕

(事故及びその後の措置の届出)

第 3 条 条例第 12 条の規定による届出は、別記第 1 号様式の届出書を提出して行うものとする。

一部改正〔平成 18 年規則 52 号〕

(特定移入動物の販売等の取扱実績の記録等)

第 4 条 動物販売業者は、条例第 13 条第 2 項の規定による特定移入動物の販売等の取扱実績の記録（次項において「取扱記録」という。）及び保管を、飼養施設を設置する事業所ごとに、別記第 2 号様式による台帳を用いて行うものとする。

2 取扱記録の保管は、当該年度から 3 年間行うものとする。

一部改正〔平成 18 年規則 52 号・69 号〕

(特定移入動物の飼養の開始等の届出)

第 5 条 条例第 14 条前段の規定による飼養の開始の届出は、別記第 3 号様式の届出書を提出して行うものとする。

2 条例第 14 条後段の規定による飼養の休止又は廃止の届出は、別記第 4 号様式の届出書を提出して行うものとする。

一部改正〔平成 18 年規則 52 号〕

(条例第 16 条第 3 項の規則で定める事態)

第 6 条 条例第 16 条第 3 項の規則で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていること認められる事態であって、かつ、当該支障が複数の周辺住民からの知事に対する苦情の申出等により周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態又は当該支障が周

辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態とする。

- (1) 動物の取扱いに伴い頻繁に発生している動物の鳴き声その他の音
 - (2) 動物の取扱いに伴う飼料の残さ、ふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生している臭気
 - (3) 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
 - (4) 動物の取扱いにより発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の生物であって人の健康又は生活環境を害するおそれのあるもの
- 一部改正〔令和2年規則69号〕

(条例第17条第2項の職員の身分を示す証明書)

第7条 条例第17条第2項の職員の身分を示す証明書は、別記第5号様式によるものとする。

一部改正〔平成18年規則52号〕

附 則

1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。

2 北海道危険動物飼養規制条例施行規則（以下「旧規則」という。）は、廃止する。

附 則（平成17年9月16日規則第88号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成18年3月31日規則第52号）

1 この規則は、平成18年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成18年3月31日規則第69号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月11日規則第56号）

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日規則第17号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年5月29日規則第69号）

この規則は、令和2年6月1日から施行する。ただし、別記第1号様式から別記第4号様式まで及び別記第5号様式（表）末尾欄外備考の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

科名	種名
哺乳綱	
（1）食肉目	
いたち科	フェレット
（2）齧歯目	
りす科	プレーリードッグ

一部改正〔平成17年規則88号・18年52号〕

別記第1号様式
(第3条関係)

事故及びその後の措置の届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所
氏 名

[法人にあつては、主たる事務所の所在地]
及び名称並びに代表者の氏名]

電話番号

特定動物による事故があつたので、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第12条の規定により次のとおり届け出ます。

危害を加えた特定動物		種類			性別			年齢		
		過去における加害の有無			有(回数: 回)・無					
事 故 の 状 況	発 生 日 時									
	発 生 場 所									
	発 生 原 因									
	人 に 危 害 を 加 え た 場 合	被 害 者	住 所							
			氏 名					性別		
			年 齢					職業		
	被 害 の 内 容	被害の内容	被 害 の 部 位							
			被 害 の 程 度							
			治 療 の 有 無							
	物 に 危 害 を 加 え た 場 合	被害の内容								
飼養者の措置の状況										

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

一部改正〔令和2年規則 69号〕

別記第2号様式
(第4条関係)

特定移入動物の販売等取扱実績記録台帳

動物販売業者

動物取扱責任者

所在地	
名称	
代表者氏名	
電話番号	

住所	
氏名	
電話番号	

動物名	フェレット・プレーリードッグ
-----	----------------

年度	
----	--

頁数	
----	--

販売年月日	性別	年齢	仕入年月日	仕入先	不妊措置 実施の有無	購入者		購入者に対する 終生飼養意 思確認の有無	購入者に対する 情報提供の有無
						住所(電話番号)	氏名		
					有・無			有・無	有・無
					有・無			有・無	有・無
					有・無			有・無	有・無
					有・無			有・無	有・無
					有・無			有・無	有・無
					有・無			有・無	有・無
					有・無			有・無	有・無
					有・無			有・無	有・無

備考

- 1 この台帳は、年度及び特定移入動物の種類ごとに作成すること。
- 2 この台帳は、動物取扱責任者が3年間保管すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

一部改正〔平成17年規則88号・18年52号・令和2年規則69号〕

別記第3号様式
(第5条関係)

特定移入動物飼養開始届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕
及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

北海道動物の愛護及び管理に関する条例第14条前段の規定により特定移入動物の飼養を開始したので、次のとおり届け出ます。

区 分	1	2
動物の種類	フェレット ・ プレーリー ドッグ	フェレット ・ プレーリー ドッグ
動物の性別	雄 ・ 雌	雄 ・ 雌
動物の年齢	歳 か月	歳 か月
動物の数		
飼養施設の構造		
不妊措置実施の有無	有 ・ 無 〔実施予定年月〕 年 月	有 ・ 無 〔実施予定年月〕 年 月
購入先	所在地	
	名称	
購入年月日		

備考

- 1 区分欄が3以上必要な場合は、別紙とすること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

一部改正〔平成17年規則88号・18年52号・令和2年規則69号〕

別記第4号様式
(第5条関係)

特定移入動物飼養休止(廃止)届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所
氏 名

[法人にあつては、主たる事務所の所在地]
及び名称並びに代表者の氏名]

電話番号

北海道動物の愛護及び管理に関する条例第14条後段の規定により特定移入動物の飼養を休止(廃止)したので、次のとおり届け出ます。

動物の種類	フェレット・プレーリードッグ
動物の性別	
動物の年齢	
動物の数	
飼養を開始した年月日	
飼養を休止(廃止)した年月日	
飼養を休止(廃止)した理由	
特定移入動物の処分方法	

備考

- 1 特定移入動物を譲渡した場合には、「特定移入動物の処分方法」の欄に譲渡先を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

一部改正〔平成17年規則88号・18年52号・令和2年規則69号〕

別記第5号様式
(第7条関係)

(表)

この証明書を携帯する者は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）第17条第1項に規定する立入調査等を行う職員です。	
第	号
身 分 証 明 書	
写真	所 属
	職 名
	氏 名
	年 月 日生
	年 月 日交付
	北 海 道 知 事 団

備考

この用紙は日本産業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りするものとする。

一部改正〔令和2年規則 69号〕

(裏)

北海道動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

（措置命令等）

第16条

1、2（略）

3 知事は、動物（法第10条第1項に規定する動物を除く。）の取扱いに起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として規則で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

4 知事は、前項の規則で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

5、6（略）

（報告徴収及び立入調査等）

第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主又は前条第3項の規則で定める事態を生じさせている者に対し、動物の取扱いに関し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、飼養施設その他動物の取扱いに関係のある場所に立ち入り、動物の取扱いの状況及び飼養施設その他の物件を調査させ、若しくは検査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)、(2)（略）

(3) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

一部改正〔平成18年規則52号・19年56号・令和2年規則69号〕